

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則及び電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年 月 日

総務大臣 野田 聖子

電波法施行規則及び電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(権限の委任)</p> <p>第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号、第五号の二及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。</p> <p>「一〇二の二の二 略」</p> <p>二の二の三 法第二十六条の二(第二項を除く。)の規定に基づく総務大臣の権限</p> <p>「二の三〇八 略」</p> <p>〔2〇5 略〕</p>
改正前	<p>(権限の委任)</p> <p>第五十一条の十五 「同上」</p> <p>「一〇二の二の二 同上」</p> <p>二の二の三 法第二十六条の二(第三項を除く。)の規定に基づく総務大臣の権限</p> <p>「二の三〇八 同上」</p> <p>〔2〇5 同上〕</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(電波の利用状況の調査等に関する省令の一部改正)

第二条 電波の利用状況の調査等に関する省令(平成十四年総務省令第一百十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

<p>(利用状況調査に係る周波数帯)</p> <p>第三条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、次に掲げる周波数帯については、毎年、利用状況調査を行うものとする。</p> <p>一 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局の使用する周波数帯</p> <p>二 設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局が使用する周波数帯のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下のもの</p> <p>(利用状況調査の調査事項等)</p> <p>第五条 〔略〕</p> <p>2 前項各号に規定する事項の調査は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 前項第五号から第八号までに掲げる事項 法第二十六条の二第五項の規定に基づき免許人に対して報告を求める事項の収集</p> <p>〔3〕6 略</p> <p>〔臨時の利用状況調査〕</p> <p>第六条 総務大臣は、必要があると認めるときは、第三条第一項又は第二項の期間の間において、対象を限定して臨時の利用状況調査を行うことができる。</p> <p>2 前項の利用状況調査を行うときは、対象となる割当可能周波数帯、地域その他の必要な事項を当該調査を開始する日の一月以上前に告示するものとする。</p> <p>(利用状況調査及び評価の結果の作成及び公表)</p> <p>第七条 法第二十六条の二第三項の規定により公表する利用状況調査及び評価の結果の概要は、総合通信局の管轄区域ごとに、次に掲げるところにより作成するものとする。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第三条第二項各号に掲げる周波数帯に係る利用状況調査及び評価の結果の概要は、複数の総合通信局の管轄区域を一の区域として、前項各号に掲げるところにより作成することができる。</p> <p>3 前二項の規定に基づき作成した利用状況調査及び評価の結果の概要は、インターネットの利用により公表するほか、次に掲げる場所において公衆の閲覧に供するものとする。</p> <p>一 総務省総合通信基盤局</p> <p>二 総合通信局</p> <p>(法第二十六条の二第四項に規定する調査の方法)</p>	<p>(利用状況調査に係る周波数帯)</p> <p>第三条 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>第五条 〔同上〕</p> <p>2 前項各号に規定する事項の調査は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 前項第五号から第八号までに掲げる事項 法第二十六条の二第六項の規定に基づき免許人に対して報告を求める事項の収集</p> <p>〔3〕6 同上</p> <p>(法第二十六条の二第二項に規定する調査の方法)</p> <p>第六条 法第二十六条の二第二項に規定する臨時の利用状況調査を行うときは、対象となる割当可能周波数帯、地域その他の必要な事項を当該調査を開始する日の一月以上前に告示するものとする。</p> <p>(利用状況調査及び評価の結果の概要の作成及び公表)</p> <p>第七条 法第二十六条の二第四項の規定により公表する利用状況調査及び評価の結果の概要は、総合通信局の管轄区域ごとに、次に掲げるところにより作成するものとする。</p> <p>〔一〕三 同上</p> <p>2 前項の規定に基づき作成した利用状況調査及び評価の結果の概要は、インターネットの利用により公表するほか、次に掲げる場所において公衆の閲覧に供するものとする。</p> <p>一 総務省総合通信基盤局</p> <p>二 総合通信局</p> <p>〔新設〕</p> <p>(法第二十六条の二第五項に規定する調査の方法)</p>
---	--

第八条 法第二十六条の二第四項に規定する調査を行うときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

「一〇五 略」

第八条 法第二十六条の二第五項に規定する調査を行うときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

「一〇五 同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）の施行の日から施行する。